

平成 年 月 日

保護者 様

とりやま こども園

園長 福島 玄

### 学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、保育園を休ませてください。  
なお、医師に治癒証明を記入していただき、登園する日に持参してください。

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治癒するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)		
<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症		
第 2 種	<input type="checkbox"/> インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日かつ解熱後3日
	<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	<input type="checkbox"/> 風しん	発しんが消失するまで
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
第 3 種	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 結核	症状により園医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> コレラ	
	<input type="checkbox"/> 細菌性赤痢	
	<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症	
	<input type="checkbox"/> 腸チフス	
	<input type="checkbox"/> パラチフス	
	<input type="checkbox"/> 流行性結膜炎	
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎		

### 治癒証明書

平成 年 月 日

とりやまこども園 園長 福島 玄 様

児童名 \_\_\_\_\_

感染症名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

この者は、医師の診断により、治癒し登園可能と認めます。

医療機関名: 医師氏名

印